

検討事項	意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)
記載事項	【所有者・登記の状況】	
	立木の所有者に関する情報も施業集約化を促進するためには必要ではないか。	- 林地台帳の記載事項については、情報入手の容易さや修正頻度など、整備や管理に係る事務負担も考慮し、国が通知等で示すものは必要最小限のものとします。地域の実情に応じて必要が高い場合は、任意で記載事項をデータベース上で追加整理することで対応をお願いします。 なお、林業事業者が林地台帳の情報を活用して集約化を進める際には、立木の所有権の有無の確認も必要となる場合があることについて、市町村が指導できるよう運用マニュアルに示す考えです。
	土地だけでなく上物の権利関係を示す欄が必要ではないか。	-
	相続登記が未了という情報もあった方が良いのではないか。	△ 相続登記の状況(相続に伴う登記手続が未了かどうかなど)は、届出の制度等がないため市町村で把握することが困難なことから台帳の記載項目とはせず、「登記簿上の所有者」欄に「登記年月日」欄を追加することとします(入手できる登記情報に含まれていなければ、空欄も可とします)。
	登記の関係について、登記年月日と登記の確認年月日が現在の所有者情報と対比する上で必要になる。	○
	【境界】	
	境界測量については実施、未実施の他に一部未了の欄もあるとよいのではないか。	○ 境界の確定に資する測量については、区域の一部しか実施していない場合もあることから、「実施状況」の欄に「一部実施」も選択肢として追加することとします。
	【その他】	
	樹種、人工林・天然林、林齢の項目が追加されると、より情報を活用できるのではないか。	- 樹種や人天別、林齢といった情報は、都道府県が作成する森林簿に記載されている情報を共有することが効率的なことから、そういった仕組みについて、運用マニュアルに示していく考えです。
	施業履歴も明記した方が良い。	-
「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」は、伐採届出が提出された場合に、市町村森林整備計画と適合しているか審査を行う際に必要なので記載すべき。	- 林地台帳の記載事項については、情報入手の容易さや修正頻度など、整備や管理に係る事務負担も考慮し、国が通知等で示すものは必要最小限のものとします。地域の実情に応じて必要が高い場合は、任意で記載事項をデータベース上で追加整理することで対応をお願いします。	
経営の委託を受けている者については、概ね森林組合であるため不要ではないか。	○ 市町村が把握することのできる「経営の委託を受けている者」については、森林経営計画の認定森林所有者等となっている場合が多いと推測されることから、台帳の整備や管理に係る事務負担も考慮し、本項目は削除します。	
登記上の持分割合は把握可能であるが、現に所有している所有者とみなされる者の持分割合の情報はどこから入手できるのか。	- 「持分割合」の項目は、共有地であるか確認できることが重要と考えて記載したのですが、整備や管理に係る事務負担も考慮し、「共有の有無」を記載することとします。登記簿上の所有者についても同様に「共有の有無」の項目とします。	

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
記載事項	記載項目	地籍調査の実施年月日をすべて一筆ごとに調べて記載するのは膨大な作業である。	○	林地台帳を活用していく上では有効な情報と考えておりますが、地籍調査実施日が不明な場合は、空欄とすることも可とします。
		保安林等の規制状況について、万が一記載が不正確となってしまうと、情報提供を受ける林業事業体等が誤解してしまうのではないかと。	○	林地台帳の記載事項については、情報入手の容易さや修正頻度など、整備や管理に係る事務負担も考慮し、国が通知等で示すものは必要最小限のものとし、保安林、その他法指定状況については、記載項目から削除します。
		保安林以外の制限林について、地番ごとの指定状況を林務部局として把握するには、林地台帳整備と同等の労力を要するものであり、極めて困難。	○	
		林地台帳の記載項目については、ある程度自治体の裁量で規定できるようにしてほしい。	△	林地台帳の基本項目は国が定めることとしますが、地域の実情に応じて必要が高い場合は、任意で記載事項をデータベース上で追加整理することで対応をお願いします。
		記載する情報は、土地の所有者関係が分かればいいので、市町村の事務負担を考慮すると、必要最小限にした方がよい。	○	林地台帳の記載事項については、整備や管理に係る事務負担も考慮し、必要最小限のものとし、
	元となる情報	平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者が変更された地番に関して、課税台帳の情報を林地台帳に反映してもよいかと。	-	平成24年4月1日以降の森林の土地の所有者届出の義務がある者に関する記載情報の取扱いについては、地方税法との考え方の整理が必要なことから、引き続き検討していきます。
		精度の低い登記情報(明治・大正期の情報など)であっても、台帳に登記簿上の所有者を記載するべきかと。	-	林地台帳は、市町村が森林情報をとりまとめ、今後の森林整備の推進につなげていくものであり、土地の所有について、第三者に対抗できることを証明するのは登記制度であることから、時点が古いものであっても登記情報を基本情報として記載していただきたいと考えております。また、記載内容が適切に更新されるよう取り組んでいく必要があります。
		地目や面積は、登記簿の情報を記載しなければならないのか。(登記の地目は変更しないまま、課税地目といった扱いをしている場合、情報元を登記の地目と限定されると混乱する。面積は、森林簿と違うだけでなく、地籍調査終了箇所でも実際の面積が錯誤により登記簿と違うこともある。)	-	地目や面積は、原則として登記簿の情報を記載することとします。やむを得ず、登記簿と異なる情報を記載する必要がある場合は、情報の管理や提供に当たって留意すべき事項として、登記情報と異なるものから作成をしたことを明確にした上で、取り扱うように対応してください。
		「現に所有している者、所有者とみなされる者」について、基準をある程度明確に設定するべき。	○	林地台帳には、「登記簿の所有者」と「現に所有する者、所有者とみなされる者」の2種類の所有者を記載することとします。「現に所有している者、所有者とみなされる者」は、森林の土地の所有者届出制度に基づく所有者等を想定しており、把握できる範囲での確認及び修正で良いこととします。なお、記載する元となる情報については通知で示す予定です。
		登記簿と異なる所有者の連絡先は、土地所有者届、伐採届、森林経営計画書など、把握できる範囲での確認及び修正で良いかと。	-	

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
記載事項	元となる情報	ある程度 自治体の裁量 としてもらいたい。(林地台帳と県森林簿の情報を共有するにあたり、所有者連絡先情報は土地の所有者ではなく、立木の所有者として整理するなど)	△	林地台帳の記載事項については、情報入手の容易さや修正頻度など、整備や管理に係る事務負担も考慮し、国が通知等で示すものは必要最小限のものとします。地域の実情に応じて必要が高い場合は、任意で記載事項をデータベース上で追加整理することで対応をお願いします。 所有者の欄については、改正森林法に基づき「森林の土地の所有者」を記載してください なお、元となる情報については基本的な考え方は通知で示す予定ですが、自治体の判断により対応していただいて差し支えありません。
		境界明確化の成果 (所有者界、地番界でない)の 取扱い について示してほしい。	○	境界に係る測量の実施状況は、「地籍調査」の実施状況と、補助事業等を活用した「境界の確定に資する測量」の実施状況について欄を分けて、それぞれ「実施状況」と「実施年」の項目を記載することとします。
		境界の確定に関する情報 は、登記に反映できるようなものか、森林組合が実施している境界確認のようなものか、 どのレベルのものか しっかり明記していただきたい。	○	「境界の確定に資する測量」については、山村境界基本調査や、森林整備地域活動支援交付金等の境界明確化活動の実施状況等について記載することを通知や整備マニュアルで示すこととしています。
		その他記載事項 の項目は、森林簿に記載しているので、 森林簿と連携するシステムの構築によって、情報を補完 する方法があるとよい。	-	林地台帳と森林簿のそれぞれの情報を連携させていくことが、有効活用につながることから、システムの整備に対する支援について検討しています。
	記載方法	共有林の所有者氏名等の記載方法 等について示してほしい。(何百人単位、当時の名義のままなどがあり)	○	共有者の記載方法については、台帳に「共有」の欄を追加し、共有者氏名については別表の形で整理を行うことを想定しており、具体的な記載方法や様式例については、通知で示します。
		共有林等で何百人という所有者が存在する場合 、台帳は作成しても、 所有者については名簿という形でもいいのではないか 。	-	
	更新(頻度)	台帳情報の 更新頻度 は、国で定めるのか(マニュアル等で示してほしい)。	○	更新頻度・時期については基本的に市町村の判断で決めていただくことを考えておりますが、国としては標準的な方法(例:年1回程度)を通知で示す方向で検討しています。
		台帳情報の 更新時期 はどうするのか(1月1日現在を4月以降に適用する固定資産課税台帳と同様の扱いでよいか)。	○	
	更新(方法)	作成後の データ更新の方法 について整理が必要。	○	更新方法については、国が標準的な方法を通知や運用マニュアルで示すこととします。
		所有者が転居した場合 、どのように 情報収集 し、林地台帳を更新することを想定しているのか。	-	住民基本台帳の閲覧や本人への確認など、市町村内で把握できる情報をもとに修正することとし、更新の方法については、通知で示すこととします。

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
記載事項	更新 (実施主体)	<p>林地台帳作成後の登記情報等のデータ更新主体は、県か市町村か。(登記情報の変更があると法務局から市町の税務部局へ通知されることになっているはず。それを林地台帳に反映すればよいのでは)</p> <p>土地利用の変化、所有権の移転等林地台帳の更新に係る情報のうち、保安林の指定・解除、林地開発の完了、国土利用計画法第23条第1項による土地所有者の届出等は、都道府県の所掌事務の中で知り得る情報。都道府県、市町村でそれぞれの情報を更新するかは、各都道府県の実情に応じて判断することとしてほしい。</p>	○	<p>対象森林の区域など、都道府県が権限を有するものを除き、台帳情報の更新は、市町村が行うことを基本としますが、地域の実情に応じて対応することとします。 データの更新方法については、森林情報の共有状況も踏まえ、運用マニュアルで標準的な方法を示すこととします。</p>
	その他	<p>地域森林計画対象森林区域の異動は、年1回、地域森林計画の変更時に行っているが、林地台帳情報の修正のスケジュールとの整合性はどのようにとるのか。</p>	○	
地図	表示方法	<p>地籍図を活用する場合、森林以外の部分を削除しなくてはならないのか、森林以外のところも入っているのか。5条森林については現況主義で現地調査に基づいて決めており、区域の追加もありうるため、森林以外のところも残しても構わないか。</p>	○	<p>5条森林の辺縁部など、森林以外の区域が含まれても構わないこととします。ただし、公表に当たっては、森林以外の区域の地図情報は林地台帳とは関係がない旨を明記するといった対応も想定しています。</p>
		<p>台帳にかかる地図は、(県内全域において)森林計画図に地番を加える方法で作成してよいか。</p>	○	<p>地籍調査が進んでいない地域についても、まずは図面においても、地域森林計画対象森林(5条森林)と関係する地番との関連性を整理することが必要です。このため、地籍調査が進んでいない都道府県における地図の整備については、限られた期間で効率的に行う観点から、森林計画図の活用が効果的と考えられます。</p>
	縮尺	<p>地図の縮尺についても明示すべき。(森林計画図と同じ1/5,000が望ましいという意見、1/5,000だと細部が表示できないという意見あり)</p>	△	<p>林地台帳の地図は、森林計画図と同じ1/5,000を基本とします。細部の表示が必要な場合は、該当箇所につ図をつけるなどで対応してください。</p>
	修正	<p>図面境界(区画)の取扱いについて、5条森林の区域(県が作成)、国土調査実施箇所は、市町村で修正しない方向で整理してほしい。</p> <p>林地台帳の情報は市町村が修正しても、図面については県で修正を行っていきたい。</p>	○	<p>地域森林計画の対象森林の区域(5条森林)は都道府県が定めることとなっていることから、地図の修正は国土調査の成果に基づくものも含め、都道府県と市町村で調整の上、どちらが修正するか判断いただく方向で検討しています。</p>
<p>地図の修正は、当初に作成した地図に加筆する形でよいか。</p>		△		
		<p>地図の作成方法に応じて効率的な方法で実施していただいて差し支えありません。従来の森林計画図の更新方法なども踏まえながら対応をお願いします。</p>	○	

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
地図	精度	どの程度の精度としなければいけないか示してほしい。(地図は、公図をつなげる程度でよいか、地形図等に重ねる必要があるか、地籍や測量成果品がないところは、適当に地番界を線引きする程度でいいのか)	○	地域によって、地籍調査の進捗状況や森林GISの導入状況に差があることから、それらの状況を踏まえ、どの程度の精度とするかの基本的な考え方は、国が整備マニュアルで示していく予定です。 なお、地図については、誤解を与えないよう土地の権利や境界を必ずしも正しく表したものであることを明記して公表することを想定しています。
		法定台帳として公表に耐えうる台帳図面をどのレベルまで精度を上げていけばいいのか、イメージとして分かりにくいので、明確に示してほしい。	○	
公表	方法	公表方法は、市町村窓口において、紙媒体での閲覧(全ての林地について書面をあらかじめ作成・保管)とするか、森林GIS等を活用して電子機器の画面上で閲覧することも可能とするか。	-	電子媒体での閲覧も可能とし、その公表方法を通知で示す方向で検討しております。
		公表方法は法令等で規定してほしい。情報の出し方が県や市町村によって異なると、他地域の閲覧を希望する事業者とトラブルになりうる。	△	具体的な公表の際の閲覧・交付の標準的な方法は運用マニュアルで示す方向で検討しています。
		公表・閲覧にあたっては、森林を保全、あるいは施業のために活用していくという目的に限っていただきたい。	△	公表する情報の項目は限定をかけるため、閲覧にあたって制限をかけることは想定していませんが、閲覧申請書に利用目的を記載させることを検討しています。 なお、情報提供は、本人又は隣接所有については「境界の確認」、その他の者については、「施業集約化」を目的とする場合にのみ、可能とする方向で検討しています。
		森林計画図を都道府県で開示をするときには、権利関係には使えないと書き込んで資料提供をしている状況であり、森林計画図ベースに台帳地図を整備するのであれば、同様の取扱いを明確に記載すべき。	○	林地台帳の地図は権利関係には使えないことを、公表する地図上にも明記するよう通知で示すこととします。
		売買やその権利関係には使えないということを明確にしないと、市町村では対応しきれない。	○	地域によって、地籍調査の進捗状況や森林GISの導入状況に差があることから、それらの状況を踏まえ、どの程度の精度とするかは、国がマニュアルで示していく予定です。 なお、地図については、誤解を与えないよう土地の権利や境界を必ずしも正しく表したものであることを明記して公表することを想定しています。
		地図の公表については、航空写真まで重ね合わせて提供することを想定しているのか。	-	地図の公表の際には、航空写真まで入れることは想定していませんが、市町村の判断により対応していただいて差し支えありません。
		窓口での閲覧の際は、申請書に氏名や利用目的等の必要事項を記載してもらう手続きをとる必要があるのではないか。	○	閲覧する際には、閲覧申請書に、氏名及び利用目的を記載させるとともに、身分確認を行うことを想定しており、具体的な方法については、通知に記載します。
手続き	法務局では登記を取得するのに手数料をとっているが、林地台帳の閲覧・公表は無償とするのかどうかというのも非常に重要。	△	手数料の徴収方法及び手数料の金額については、各自治体に判断頂く方向で検討しています(参考) 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。)	
	閲覧については、本市では税務部局で取り扱っており、公表と閲覧は基本的には無料で行っているため、それを基に税務部局と協議することになっている。	△		

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
公表	手続き	閲覧申請では、不正情報収集を回避するため、印鑑証明まで求める必要があるのではないか。	-	閲覧申請の際に、氏名や利用目的を記載させるとともに、身分確認をすることにより、不正な情報収集の抑制を確保することを想定しています。
	様式	林地台帳の公表については、国で定められた様式による公表とするのか。	○	林地台帳として公表する項目や様式は国が統一して、省令で定めることとします。
	公表項目 (内容)	公表する項目については慎重に検討した方がいい。	-	公表することにより個人の権利利益を害するものは公表しないこととしております。法定記載事項のうち、公表することが適当でない事項については、省令に定めることとして検討しています。
		境界の確定に資する測量の情報は公表できる内容なのか。	-	測量成果ではなく測量等が実施されたか否かを記載するものであり、国の補助事業など一定の水準を確保して実施しているものについては、公表は可能であると考えています。
		県の個人情報保護条例では、地番は個人情報としている。台帳の地図や地番の情報についても、公表できるよう、政省令の整備をお願いしたい。	○	各地方公共団体が制定する個人情報保護条例では、法令等に定めがあるときは、個人情報の利用及び提供の制限に該当しないとしているため、公表は可能であると考えています。なお、法定記載事項のうち、公表することが適当でない事項については、省令に定めることとして検討しています。
		どの情報を公表するのか、公表する場合の統一基準は示されるか。	○	林地台帳として公表する項目や様式は国が統一して、省令で定めることとします。また、公表することが適当でない事項については、省令に定めることとします。
	精度	地籍調査が済んでいないところについては、台帳の地番や図面の正確性が欠けるため公表することは難しいのではないか。	-	地域によって、地籍調査の進捗状況や森林GISの導入状況等に差があることから、それらの状況を踏まえ、どの程度の精度とするかは、国が整備マニュアルで示していきます。
法定台帳として公表に耐えうる台帳図面というものをどのレベルまで精度を上げていけばいいのかなというのが、イメージとして分かりにくいので、明確にしてほしい。		○	なお、地図については、誤解を与えないよう土地の権利や境界を必ずしも正しく表したものであることを明記して公表することとします。	
その他	林地台帳地図に対する(一般地図業者等から)情報公開請求があった場合について、全国統一の対応を示していただきたい。	○	情報公開請求の申請があった場合の取扱い方法については、運用マニュアルに示す方向で検討していきます。	
情報提供	対象・要件 (基準)	林地台帳の提供の方法について法で示してほしい。(森林簿の提供については、県や市町村が判断することとなり、個人情報の保護等との判断が非常に難しかった)	○	情報提供の対象、目的等を政令で規定する方向で検討しています。
		台帳情報の提供について、開発業者等に悪用される可能性があるため、市町村が判断しやすい基準を作ってほしい。		
		提供の際の制限についても整理する必要がある。	○	提供する場合における配慮事項、秘密保持義務を政令で規定する方向で検討しています。

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
情報提供	方法・手続き	情報提供の際に 本人確認 にどういった手続きを想定されているのか、詳細を明確にしてほしい。	○	情報提供を求めてきた者の本人確認については、他の行政手続きも参考として適切に行えるよう、その方法も含めて通知、運用マニュアルに記載します。
		施業集約化や間伐の実施等のための働きかけを行う場合に提供する場合、クラウドシステムにより GISデータ(shape形式)として事業体に提供できるように してほしい。	○	電子データでの提供も可能とする方向で検討を進め、通知でお示しします。
		森林組合や林業事業者等への提供は、 市内全域分申請でもよい か。	○	施業集約化を行おうとする範囲であれば、全域分を提供することで差し支えないと考えます。
	県への提供	林地台帳情報の都道府県への提供を政省令等で定めてほしい。	○	都道府県への提供を政令で規定する方向で検討しています。
修正申出	修正への対応	林地台帳の修正について申出があった際に、市町村がその是非を判断できるのか(修正の基準を示してほしい)。	○	従来の所有者変更の届出で示している添付書類などと同様に修正申出に添付する書類、修正を受け付ける基準等を通知で示していきます。
		伐採届が市町村窓口へ提出された際に、確認する記載項目は何か。記載内容が林地台帳と異なる場合、林地台帳を変更するのか。	-	林地台帳と届出書で、所有者名等の記載事項が異なる場合は修正申出をするよう指導することとなります。窓口での対応は、運用マニュアルに示していく考えです。
		所有者の変更に係る届出は市町村に出された場合、林地台帳の修正が必要となるのが想定されるが、その場合、現在の届出の様式では対応できないのではないかと。	-	届出に基づき、「現に所有している者」の氏名、住所について台帳の修正をすることとなります。
		所有者から修正申出について、口頭で申出があった内容でそのまま直すということは難しいと思っている。その根拠を整理しておく必要がある。	○	修正申出の際には、国で示した申出の様式と、所有者であることを示す書類を添付し、市町村に提出することとします。具体的書類については通知に記載します(所有者届出と同様の対応)
	地図の修正	地籍調査が未了の地域について、何らかの境界を公開した場合、 修正申し出に対応する事務が膨大になる可能性 があるが、具体的には、どのような対応が必要になるのか示してほしい。	△	地図の修正は、登記手続きを伴う土地の分筆・合筆があった場合に限定するとともに、確たる権利の証明がない限りは境界線を引くような修正はしないことを想定しています。所有者から地域森林計画の区域等に係る地図の修正の申出があった場合の対応については、運用マニュアルに示していく考えです。
所有者から図面の修正を求められたときに、どうするか国で示して欲しい。5条森林の区域を定めるのは県であるため、 市町村が修正申出を受けたとしても、5条森林の区域を修正する権限はない ため、結局地図の更新は県でせざるを得ない。しかし、県が継続的に林地台帳の面倒をみることは、予算の確保といった面からも困難。		△		

検討事項		意見	対応の方向性(○:採用、△:趣旨を採用、-:考え方の整理)	
台帳整備	整備基準	公表にあたり、どの程度まで整備すればよいか基準を示してほしい。	○	<p>具体の整備方法をマニュアルに示すこととします。</p> <p>なお、台帳の情報は既存の公表資料をベースに作成するものであり、権利関係には使えないものであることに留意する必要があることについても通知で記載します。</p>
	期間	データ整備には大変な労力と時間がかかると考えられ、公表の基準を満たすものがH31.4～に間に合うか疑問。期間について柔軟な対応を願いたい。	-	改正法の附則で定められた、平成31年4月までに作成・公表をする必要があることから、効率的な整備をお願いします。
目 的 性	-	<p>森林組合や林業事業者がない都市部の市町村では、一律の台帳整備が予算、マンパワー、システムなど多くの面で負担となるばかりで、経営計画や集約化が現実的に求められていない中で、県民にとってどのようなメリットがあるのか。</p>	-	<p>林地台帳による森林の土地の所有者等の情報整備は、市町村や都道府県の森林・林業行政の円滑な実施にも資するものであるとともに、施業集約化が推進されるなど、地域における林業の成長産業化や適切な森林整備の推進に繋がるものだと考えています。</p>
	-	台帳整備の必要性を明確にしてほしい。	○	
役割分担	-	国、都道府県、市町村の役割分担を明確にしてほしい。	○	<p>地籍調査の進捗状況、森林GISの導入状況等にあわせた整備・運用方法について、都道府県、市町村が行う業務をマニュアル等で示します。</p>
	-	政省令等で、都道府県の支援の役割を明確にしてほしい。	○	<p>「森林法の改正による林地台帳の整備について」(平成28年6月22日28林整計第147号林野庁森林整備部長から各都道府県林務担当部長あて)を発出したところです。</p>
その他	精度	林地台帳の精度を上げるためには、 境界の明確化にしっかり取り組む必要がある 。	-	<p>境界の確定に関する情報は、「地籍調査」の実施状況と、補助事業等を活用した「境界確認等」の実施状況について欄を分けて記載をすることとします。</p> <p>また、補助事業等を活用した境界の明確化について推進していく必要があると考えています。</p>
	登記情報	法務局から提供を受けた 登記簿情報の取扱い(内部利用等) について、示してほしい。	△	提供を受けた登記情報の取扱いは、都道府県、市町村の内部利用のルールに従って行ってください。
	住民基本台帳	住民基本台帳の照会 は問題ないか整理が必要。	○	市町村の林務部局が、住所の確認等に住民基本台帳を活用し、林地台帳の修正をすることは可能です(ただし、同一市町村内に限られます)。
	課税台帳	課税台帳情報を利用 可能か否かは市町村によって区々であるが、課税台帳情報の利用について、最大限努力すべきなのか、可能な範囲で入手すれば良いのか、徹底度をご教示いただきたい。	-	<p>固定資産課税台帳に記載されている情報の利用については、法令や平成23年の森林法改正の際の通知(「固定資産課税台帳に記載されてる森林所有者に関する情報の利用について」((平成24年3月26日23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長から各都道府県林務担当部長あて)))に基づき利用可能な範囲で活用することとさせていただきます。</p>